いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立西小学校
令和７年４月改定

１　いじめ防止等の対策の基本的な考え方

本校は、子どもたちの心理的安全性を何よりも大切にし、一人ひとりの自律と主体性、そして当事者としての意識を育てていくことを、いじめ防止の土台と考えています。この考え方は、令和７年度学校経営グランドデザインにおける学校教育目標「かんがえて　どんどん　のびよう」、学校経営方針「考えて行動する子が育つ、明日も行きたくなる学校」とも深くつながり、学校全体で取り組む大切な姿勢としています。すべての子どもが「明日も行きたくなる」と感じられる学校づくりをめざすことで、いじめのない学校づくりに取り組みます。

日々の教育活動においては、子どもたちが自分の思いや立場を安心して表現できるよう、受容的・肯定的な関わりを大切にしながら、自尊感情の育ちを支えています。また、困ったことを言葉にできるような人間関係や環境づくりにも力を入れ、学校生活のすべての場面を「人を大切にする力」を育てる場ととらえています。

もちろん、日々の生活の中では意見の行き違いや、誤解から生じるトラブルも起こり得ます。だからこそ、「いじめは誰にでも起こり得ること」「決して許されない重大な人権侵害であること」「誰もが無関係ではいられないこと」という認識を教職員全員で深め、毅然と対応できる体制を整えています。

子どもたちが安心できる「心の居場所」を土台に、「違いを認めてみんなでのびよう」「いろいろな考えで学びを深めよう」「失敗を楽しもう（失敗から学ぼう）」を合言葉として、「人を大切にする力」「考えを伝え合う力」「チャレンジする力」を育みながら、互いに尊重し合える関係を築いていけるよう取り組みます。

こうした積み重ねが、いじめにつながる行動を未然に防ぎ、すべての子どもが安心して過ごせる学校（明日も行きたくなる学校）づくりにつながると考えています。

このような考えのもと、本校では、「いじめ防止対策推進法」および、兵庫県・丹波市の基本方針をふまえ、子どもたちの心理的安全性の確保と豊かな人間関係づくりを両輪として、未然防止・早期発見・的確な対応に、全校体制で取り組むための基本方針をここに定めます。

２　学校の取組方針及びその内容

（１）いじめの防止等の対策のための組織について

いじめの未然防止・早期発見・的確な対応を実現するため、「いじめ対策委員会（心づくり委員会）」を設け、学校全体で組織的に取り組んでいます。子どもたちの心理的な安心感を何よりも大切にし、安心して自分を表現できる環境づくりを土台に、日常的な指導と緊急時の対応の両面で力を尽くしています。

① いじめ対策委員会（心づくり委員会）の構成

・基本構成：校長、教頭、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
・随時メンバー：担任、専科教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
・重大事態時：本委員会を母体として調査体制を構築

② いじめ対策委員会（心づくり委員会）の主な役割

・日常に根ざした予防的な取組と、子どもが安心して過ごせる環境づくり
・保護者や地域への取組の周知と相談窓口の明確化
・情報の収集、記録、共有体制の整備
・いじめの疑いがある際の迅速な会議開催と対応方針の決定
・被害児童・加害児童双方への丁寧な支援体制の構築

・スクールカウンセラーと連携した教職員研修の実施による対応力の向上
・本方針と年間計画の定期的な見直しと改善予防的取組と環境づくり

（２）いじめの未然防止のために

すべての子どもが「安心して自分らしく過ごせる居場所」の中で、自分で考え、他者と共に生きる力を育みながら「考えて行動する子」として成長していけるよう、日常の学びと関係づくりの中に、いじめの未然防止の視点を以下のように組み込みます。

① 心の土台を育てる教育の充実

・「失敗も学び」と受け止める、安心して挑戦できる学級づくり
・子ども同士が違いを認め合い、支え合う関係性の形成
・困ったときに声を上げやすい雰囲気と、大人への信頼関係の育成
・心の動きに気づき、表現できる力を育む道徳・学級活動・特別活動の充実

② 自分で考え、決めて動く力の育成

・日常の中に自己選択・自己決定の場面を位置づけ、自律的な行動を促す
・ふり返りを通して、自分の言動を見つめ直す機会の確保
・挑戦する姿を温かく見守り、肯定的に受け止める教職員のまなざし

③ 学びを通じた「つながり」のある教室づくり

・「知りたい・やってみたい」を活かし、対話を通じて学ぶ授業づくり
・授業での多様な考えの共有を通して、違いを力にする経験の積み重ね
・一人ひとりが活躍できる場や役割をもち、自分の存在が周囲の役に立っているという実感を育てる

④ 教職員・地域とともに支える未然防止体制

・全教職員が日常的に子どもを見守り、小さな気づきを共有する文化づくり
・地域や保護者と連携し、見守り活動や啓発の取組を推進
・子どもたち自身が主体となって取り組む「いじめをしない・させない」活動の支援

（３）いじめの早期発見

いじめの兆候を見逃さず、早期に気づけるよう、以下のような取組を進めます。

① 観察と関係づくり

・児童の表情や行動の変化に日常的に注意を払い、小さな違和感も見逃さないようにしています。
・教師の目が届きにくい時間（始業前・休み時間・授業の合間）にも注意を向けています。
・保健室の利用状況などにも着目し、関係職員と連携を図っています。

② 児童が声を上げやすい環境づくり

・学期ごとの「いじめアンケート」や児童との面談を通じて気づきを得る機会を設けています。
・日常的な対話や信頼関係づくりを通して、子どもが話しやすい雰囲気づくりに努めています。

③ 組織的な情報共有と連携

・月ごとの児童の様子交流や、隔月の「心のチェックシート」を活用し、組織的に情報を共有しています。
・教育相談や懇談会、電話・メールなどを通じて、地域・保護者からの声にも迅速に対応しています。
・「心づくり委員会」で必要に応じた支援方針を検討し、適切な対応につなげています。

（４）いじめに対する組織的対応

いじめを認知した場合には、速やかに「いじめ対応チーム会議」を中心に組織的に対応し、関係職員が連携しながら丁寧に対応します。

【主な対応の流れ】

・担任からの報告と事実の共有　　・調査方針と役割分担の決定
・初動対応の報告および情報提供　　・被害児童とその保護者への継続的な支援
・加害児童への指導と必要な支援　　・対応班による経過観察と継続支援の実施

（５）重大事態への対処

いじめによって生命や心身、財産に重大な被害が生じた場合、または、いじめに起因すると考えられる長期欠席（年間 30 日以上）がある場合は、重大事態として速やかに対応します。（申し出含む）

【重大事態への手順】

・市教育委員会を通じて市長へ報告します。
・学校主体でいじめ対応チームによる調査を行います。
・必要に応じて、外部機関と連携しながら丁寧な事実確認を進めます。

（６）家庭・地域・関係機関との連携

いじめの未然防止・解消には、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関との連携が欠かせません。

① 家庭・保護者との連携

・学校の方針をわかりやすく発信し、保護者と共通理解を図ります。
・相談しやすい関係づくりを大切にし、必要に応じて来校のお願いや協働支援を行います。

② 地域との連携

・学校運営協議会や民生児童委員懇談会などで、日常的な情報交換を行います。
・ウォーキングパトロール隊などの見守り活動を通じて、地域ぐるみで子どもたちを支えます。

③ 関係機関との連携

・対応困難な場合には、教育委員会や警察、医療・福祉機関などと連携し、適切に支援を行います。

３　いじめに関する資料の保管

いじめへの対応では、その経過や事実をきちんと記録し、適切に保管することが重要です。
これは、子ども一人ひとりの安心を守るとともに、学校が責任ある対応として行う大切な取組です。
本校では、次のように資料を保管し、必要な際にすぐに確認、活用できるようにしています。

（１）アンケート回答用紙の保管

・子どもたちが安心して声を届けられる環境を守るために、記名・無記名を問わず、いじめアンケートの回答用紙は対象児童が卒業するまで保管します。

（２）記録文書等の保管

・アンケート集計結果や聞き取り記録、対応記録等は、年度終了後から５年間保管し、必要に応じて適切に活用できるようにします。

（３）いじめによる重大事態に関する資料の保管

・重大事態の対応に関する記録は、事実確認や再調査の必要に備えて、１０年間保管します。

（４）保管期間を過ぎた文書の取り扱い

・保管期間が終了した文書については、学校文書取扱要綱に基づき、適切に処理いたします。

別添１：いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
別添２：いじめ防止年間指導計画（令和７年度版）
別添３：いじめの重大事態発生時の対応の流れ

別添１

丹波市立西小学校 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

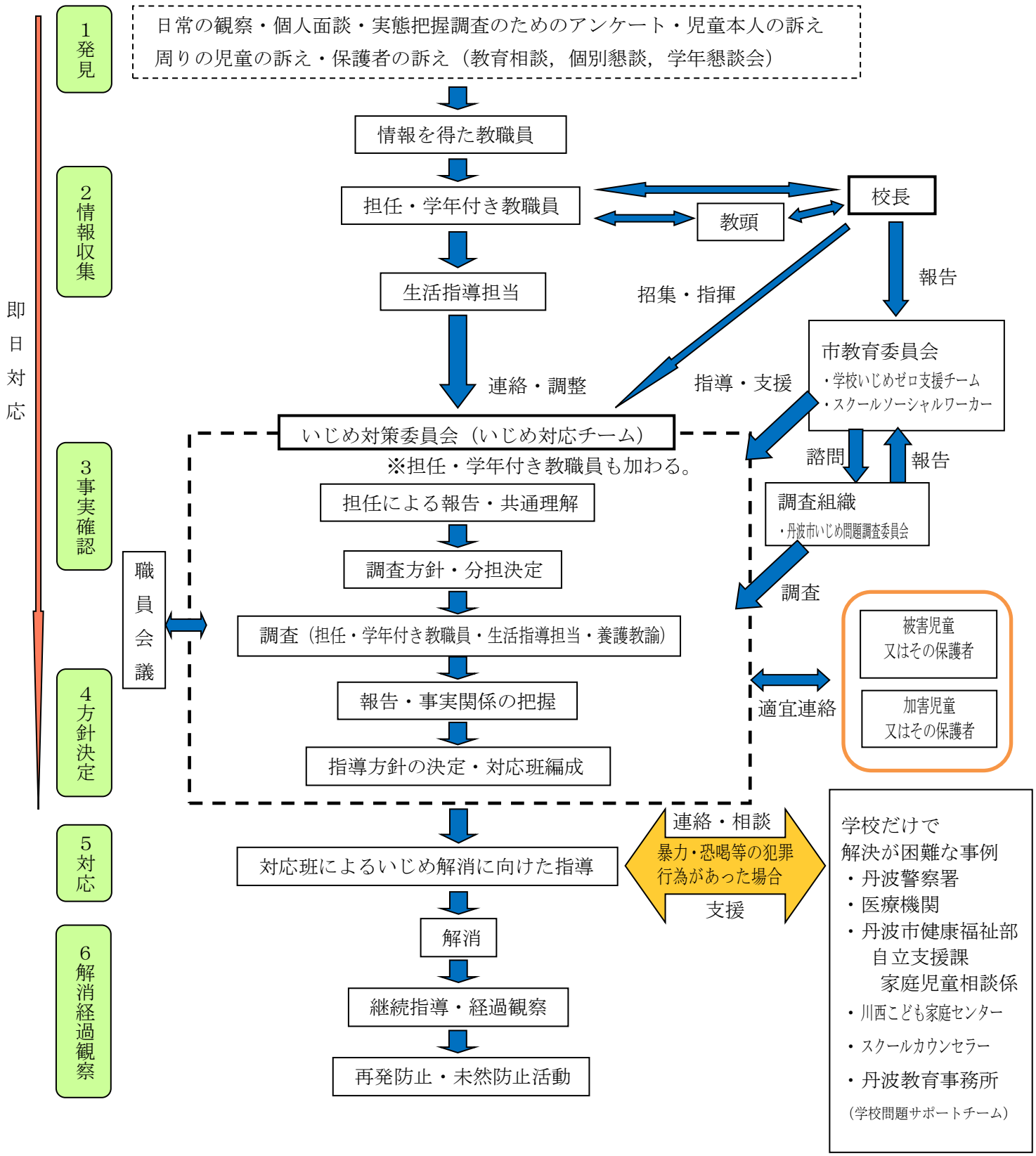

別添２

丹波市立西小学校 令和７年度いじめ防止年間指導計画

	職員会議、校内研修 地域・保護者との連携	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	・いじめ対策委員会会議 （いじめ防止基本方針の点検・指導計画検討） ・児童理解交流（職員会議時）通年 ・第１回学校運営協議会	・新旧担任による児童の引き継ぎ ・学級の人間関係づくり ・希望懇談（教育相談） ・いじめ防止パンフレットの配布	・学級の様子観察 ・実態把握（ミニ地区児童会） ・下校指導における観察 ・心のチェックシート
5月	・児童理解交流（職員会議時）	・ネットいじめや情報モラル指導 （指導資料活用） ・異学年の人間関係づくり （１年生お迎え遠足） ・学級での人間関係づくり （自然学校・修学旅行） ・学校ＳＳＴや特別支援教育の啓発	・心のチェックシート
6月	・児童理解交流（職員会議時） ・学校運営協議会と保護者との意見交換会 ・第２回学校運営協議会	・児童会による学校スローガン作り ・いじめに関する資料を活用した道徳授業（道徳年間カリキュラム）	~~・心のチェックシート~~ ・いじめアンケート ・児童面談 ・学校生活アンケート
7月	・個別懇談会（教育相談） ・児童理解交流（職員会議時）	・いじめゼロに向けた取組の確認 ・いじめ防止ポスターの作成	~~・心のチェックシート~~ ・実態把握（地区児童会）
8月	・カウンセリングマインド研修会 ・各種研修講座への参加 ・民生・児童委員との懇談会	・いじめ防止の標語作り	
9月	・児童理解交流（職員会議時） ・いじめ対策委員会会議 （情報共有、２学期以降の計画）	・いじめ防止スローガン作りと呼びかけ（児童集会） ・行事を通した異学年の人間関係づくり （秋季運動会） ・運動会に向けた啓発	・実態把握（ミニ地区児童会） ・心のチェックシート
10月	・児童理解交流（職員会議時） ・人権参観日 ・保護者、児童対象スマホ教室の実施	・児童会行事 ・いじめ防止ポスター掲示	~~・心のチェックシート~~
11月	・児童理解交流（職員会議時） ・懸垂幕の掲示（いじめ暴力ゼロ市民運動強化月間） ・第３回学校運営協議会	・行事を通した学級内の人間関係づくり（音楽会）	・心のチェックシート ・いじめアンケート ・学校生活アンケート
12月	・児童理解交流（職員会議時） ・個別懇談会（教育相談）		~~・心のチェックシート~~ ・実態把握（地区児童会） ・学校生活アンケートの分析
1月	・児童理解交流（職員会議時）	・学校ＳＳＴの実施	・心のチェックシート ・実態把握（ミニ地区児童会）
2月	・児童理解交流（職員会議時） ・いじめ対策委員会会議 （取組のまとめと課題の検討） ・カウンセリングマインド研修会 ・第４回学校運営協議会	・希望懇談（教育相談）	~~・心のチェックシート~~ ・いじめアンケート
3月	・児童理解交流（職員会議時） ・小中連絡会（中学校） ・園児引継ぎ会（こども園）	・異学年の人間関係づくり （６年生を送る会） ・児童引き継ぎ事項まとめ（各担任）	~~・心のチェックシート~~ ・実態把握（地区児童会）

別添３

丹波市立西小学校 重大事態対応の流れ

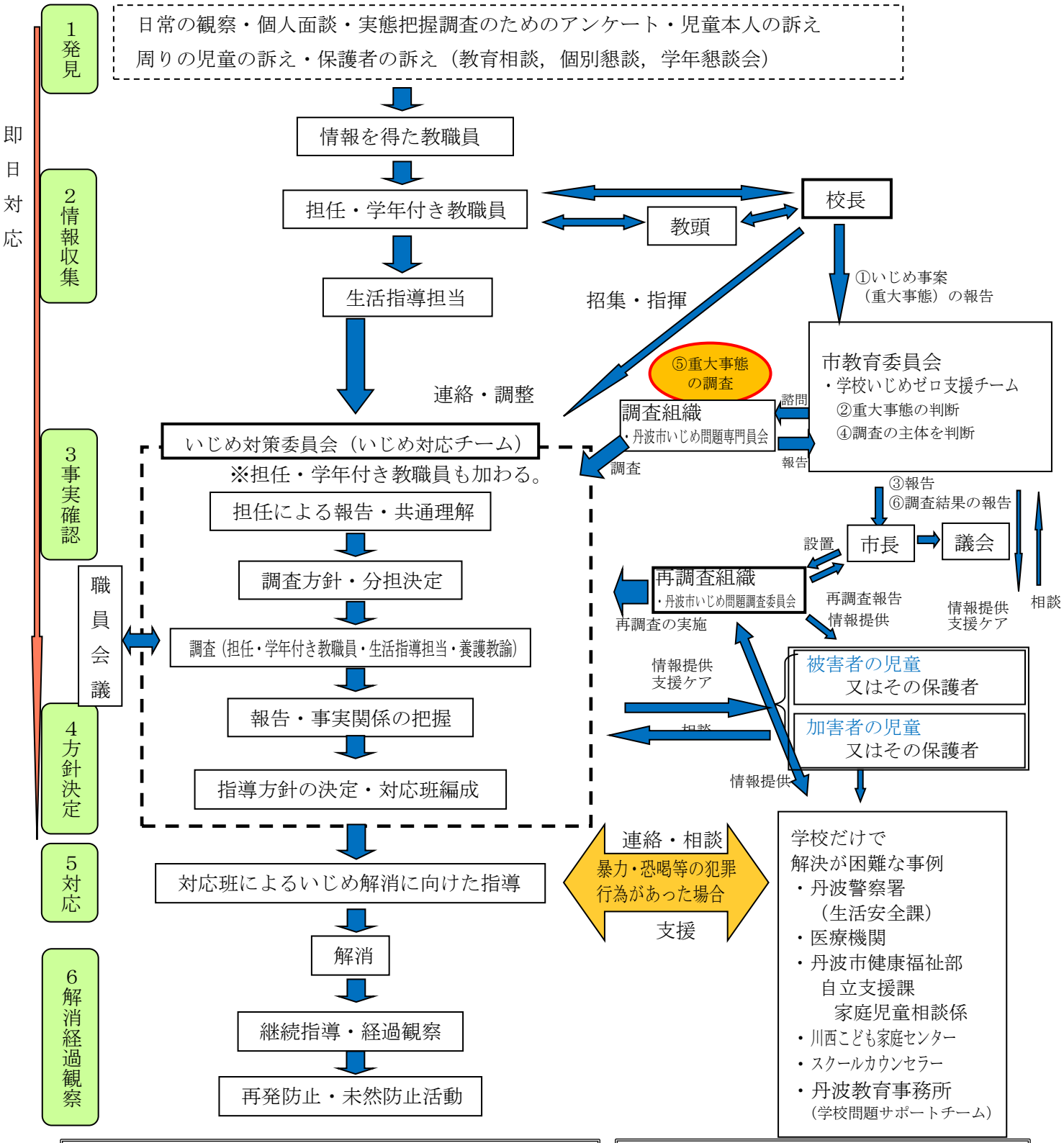

【重大事態】

Ⅰ　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

Ⅱ　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案

【相談】指導により十分な効果を上げることが困難である場合

【通報】いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合